

## いわゆる谷間世代への一律給付の 実現を求める会長声明

- 1 司法修習生に対する給費制度は、昭和22年の司法修習生第1期から開始され、司法修習生には、給与のほか各種手当が支給されていた。同制度は平成23年に廃止され、同年から平成28年にかけて採用された、いわゆる谷間世代と呼ばれる新第65期から第70期までの司法修習生は、司法修習のために要する費用の自己負担を余儀なくされた。

平成29年からは、司法修習生に対する修習給付金の支給がされるようになったが、谷間世代であった者に対する経済的支援は置き去りとなってしまっている。

その間には谷間世代の貸与金返還が始まり、令和5年7月からは最後の谷間世代である第70期の貸与金返還が開始する。貸与を利用した者の毎年の平均的な返還額は約30万円にのぼり、これらの世代の中には大学や法科大学院の奨学金返還債務を抱える者が少なくないことを考えれば、谷間世代には大きな負担が生じている。

- 2 三権の一翼である司法を担う法曹は、法の支配や基本的人権の尊重といった日本国憲法の基本的な価値を体現するためにそれぞれの役割を果たしている。

われわれ弁護士に関して言えば、社会的に弱い立場にある人々や、司法へのアクセスが難しい地域に住んでいる人々などに対して司法サービスを提供し、権利擁護の実現に努めてきた。

谷間世代は、現在、法曹として6年目から11年目を迎えており、期待される役割はますます大きくなる。

谷間世代が、その求められる役割に意欲を持って取り組んでいく上では、制度のひずみによって生じてしまった不公平や経済的不安の一刻も早い解消が求められる。

谷間世代の司法修習では貸与金の利用は各自の司法修習生の判断に委ねられていたため、制度を利用していなかった者も2割程度存在している。

この問題を抜本的に解消するためには、貸与金の免除というかたちではなく、一律の給付によるほかない。

- 3 当会では、平成29年6月30日の「修習給付金の創設に関する改正裁判所法の成立にあたっての会長声明」においても、上記の不公平を解消するための措置が必要不可欠であることを指摘した。

残念ながら、現在に至るまで、国による是正措置が取られていない。

- 4 そこで、当会は、改めて、国に対して、谷間世代の不公平を解消するための措置として、谷間世代にあたる新第65期から第70期までの司法修習生であった者に対する一律給付を実現することを強く求めるものである。

2023（令和5）年3月23日

釧路弁護士会

会長 久保田 庸 央